

令和6年12月16日

群馬県知事

山本 一太 様

上信ハイヤー労働組合

執行委員長 田端 信幸

370-0046

高崎市江木町 118-2

電話 050-8883-0274

FAX 050-8883-0275



争議行為予告通知書

労働関係調整法第37条の規定に基づき、次のとおり通知します。

1. 争議行為の目的

2024年冬期賞与賃上げ要求、労働協約改定要求、実現の為。

2. 争議行為の日時

令和6年12月27日(金)以後、要求獲得まで。

3. 争議行為の概要

- ・高崎営業所において、指名ストライキ及びその他のすべての争議行為。
- ・高崎営業所にてぐるりんバス【新町線】令和6年12月27日(金)始発便より令和6年12月28日(土)最終便迄、運行に関わるすべての業務を停止、ストライキ及びその他のすべての争議行為。
- ・藤岡営業所にてめぐりんバス【全路線】市内循環線・三ツ木～高山線・藤岡～上平線・神流線を令和6年12月27日(金)始発便より令和6年12月28日(土)最終便迄、運行に関わるすべての業務を停止、ストライキ及びその他のすべての争議行為。
- ・富岡営業所にて愛タクを上信ハイヤー株式会社が富岡市より委託された、すべての業務を令和6年12月27日(金)受付開始時刻より令和6年12月28日(土)受付終了時刻迄、ストライキ及びその他のすべての争議行為。
- ・高崎営業所、藤岡営業所、吉井営業所、安中営業所、富岡営業所のすべてのタクシーの業務を停止、ストライキ及びその他のすべての争議行為。

4. 争議行為に至る経過

令和6年10月25日(金) ストライキ権確立 全組合員に通知

令和6年10月23日(水) 団体交渉要求書を会社側に提出

令和6年11月7日(木) 会社側より回答書を組合に提出 妥結せず

令和6年11月7日(木) 会社側に回答書についての質問状を提出

令和6年11月7日(木) 会社側に再度、団体交渉日程要望書を提出

令和6年11月14日(木) 会社側より団体交渉日程を提出

令和6年11月28日(木) 第一回団体交渉 妥結せず

令和6年12月1日(日) 会社側に妥結案提案書、追加要求書を提出

令和6年12月9日(月) 会社側より妥結案提案書、追加要求書の回答が書面にて回答 妥結せず

令和6年12月13日(金) 第二回団体交渉 妥結せず



5. 争議行為の場所

- | | |
|--------------|------------------|
| ・上信ハイヤー高崎営業所 | 群馬県高崎市江木町 118-2 |
| ・上信ハイヤー吉井営業所 | 群馬県高崎市吉井町吉井 217 |
| ・上信ハイヤー藤岡営業所 | 群馬県藤岡市藤岡 835-9 |
| ・上信ハイヤー安中営業所 | 群馬県安中市安中二丁目 10-7 |
| ・上信ハイヤー富岡営業所 | 群馬県富岡市富岡 1599-3 |

以上